

株主の皆さまへ

第 4 7 期 定 時 株 主 総 会 資 料

**電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項**

■事業報告

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所
- ・ 使用人の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ 株式に関する事項
- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 社外役員に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針

■計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

■監査報告

- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査役会の監査報告

イオン北海道株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■ 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

- ① 肌着・婦人衣料・子供衣料・紳士衣料・服飾雑貨等の衣料品全般、生鮮食品・加工食品等の食料品、家庭用品・日用雑貨、玩具、靴、家具製品、装飾品雑貨等の販売
- ② テナントの管理・運営

■ 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

- ① 本社 札幌市白石区本通21丁目南1番10号
- ② 店舗 北海道内で183店舗を営業しております。

所在地	GMS 総合スーパー	SM スーパーマーケット	DS ディスカウントストア	その他
札幌市	19店舗	32店舗	11店舗	45店舗
旭川市	4店舗		4店舗	
函館市、北斗市	2店舗	6店舗		
釧路市、釧路町	2店舗		4店舗	
苫小牧市	1店舗	7店舗		
帯広市	1店舗	1店舗	3店舗	
上記以外の地域	17店舗	21店舗	3店舗	
合計	46店舗	67店舗	25店舗	45店舗

- (注) 1. 主な店名は、以下のとおりであります。
GMS：イオン、イオンモール、イオンスーパーセンター
SM：マックスバリュ、マックスバリュエクスプレス、フードセンター
DS：ザ・ビッグ、ザ・ビッグエクスプレス
その他：まいばすけっと、イオンバイク
2. まいばすけっとは、小型スーパーであります。
 3. イオンバイクは、サイクル専門店であります。
 4. 2024年5月にイオン北郷店、2024年7月にマックスバリュ苫小牧清水店、2024年8月にまいばすけっと南5条西9丁目店、2024年9月にイオン旭川春光ショッピングセンター、2024年10月にまいばすけっと南3条東5丁目店をオープンいたしました。
 5. 2024年8月にマックスバリュ室蘭東店を閉店いたしました。
 6. 2024年10月1日、株式会社西友が北海道で展開していた9店舗を承継いたしました。
9店舗の内訳は、イオン札幌旭ヶ丘店、イオン札幌厚別店、イオン札幌清田店、イオン札幌手稲駅前店、イオン札幌西町店、イオン札幌平岸店、マックスバリュ宮の沢店、サ・ビッグ福住店、ザ・ビッグ元町店になります。

③ 物流拠点 イオン石狩PC (北海道石狩市)

■ 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
3,071	85	43.5	10.6

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向社員22名を含んでおりますが、他社への出向社員18名を含んでおりません。
2. 使用人数には、最近1年間の平均臨時従業員数 9,957名 (パートタイマーは、1人当たり1ヶ月160時間換算) を含んでおりません。

■ 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社北洋銀行	9,820
株式会社北海道銀行	7,800
三井住友信託銀行株式会社	7,700
北海道信用農業協同組合連合会	5,800
株式会社日本政策投資銀行	2,200

■ 株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

・株式の状況

- ① 発行可能株式総数
普通株式 165,000,000株
- ② 発行済株式の総数
普通株式 139,420,284株 (自己株式 116,532株を含む)
- ③ 株主数
普通株式 98,577名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	91,289,550	65.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,708,500	3.38
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1,272,000	0.91
加藤産業株式会社	1,012,560	0.73
イオン北海道従業員持株会	952,940	0.68
株式会社フジ	566,400	0.41
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	454,400	0.33
総合商研株式会社	421,800	0.30
東洋水産株式会社	372,300	0.27
株式会社エフピコ	326,880	0.23

(注) 持株比率の算定は、自己株式 116,532株を除外して計算しております。

■ 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2025年2月28日現在)

名称 (発行日)	区分	新株予約権 の数	新株予約権の目的と なる株式の種類及び数	行使可能期間	権利行使に際して 出資される財産の価額	保有する 者の人数
第19回新株予約権 (2020年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	217個	普通株式 21,700株	自 2020年5月31日 至 2035年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	1名
第21回新株予約権 (2022年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	43個	普通株式 4,300株	自 2022年5月31日 至 2037年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	1名
第22回新株予約権 (2023年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	143個	普通株式 14,300株	自 2023年5月31日 至 2038年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	1名
第23回新株予約権 (2024年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	132個	普通株式 13,200株	自 2024年5月31日 至 2039年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	1名

(注) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使をする条件は、当社の取締役または監査役の地位にあることであります。
ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り、権利行使ができるものとします。

(2) 当事業年度中に職務の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

■ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、招集ご通知(交付書面)21頁に記載のとおりです。
- ・ 齋藤達也氏は2024年4月25日までイオン保険サービス株式会社の業務執行者でありましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。また、兼職先である株式会社未来屋書店は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、テナント取引等があります。
- ・ 中田美知子氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。
- ・ 廣部眞行氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。
- ・ 樋泉実氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。
- ・ 柚木和代氏の兼職先であるイオン九州株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社の兄弟会社であります。
- ・ 水野克也氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。
- ・ 西川克行氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。

- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは業務執行者でない役員との親族関係
・該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	会社役員の地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役 に期待される役割 に関して行った職務の概要
中 田 美知子	取締役	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、豊富なキャリアと専門的知識等に基づく観点から取締役会では積極的に意見を述べており、当社のダイバーシティ経営や女性活躍推進、さらには効率的な経営の推進などについて社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、独立役員会議（指名報酬諮問委員会）の委員として当期開催された5回のすべてに出席し、取締役会の実効性の強化に向けた監督機能を担っております。
廣 部 眞 行	取締役	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての豊富な経験及び専門的な見識に基づく観点から取締役会では積極的に意見を述べており、経営の透明性と客観性向上及び各議題に対する法令視点での見解などについて社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、独立役員会議（指名報酬諮問委員会）の議長として当期開催された5回のすべてに出席し、客観的・中立的立場での当社の役員候補者の選定や役員報酬などの決定過程における監督機能を主導しております。

氏名	会社役員の地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
樋 泉 実	取締役	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、経営者としての多様な経験と専門的知識に基づく観点から、取締役会では積極的に意見を述べており、営業戦略におけるDX推進、地域連携及びSDGs推進などの事業戦略について、社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、独立役員会議（指名報酬諮問委員会）の委員として当期開催された5回のすべてに出席し、取締役会の実効性の強化に向けた監督機能を担っております。
柚 木 和 代	取締役	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、ガバナンスや事業ポートフォリオ改革などの豊富な経験に基づく観点から、取締役会では積極的に意見を述べており、ガバナンス及びダイバーシティ経営、SDGs推進について、社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、独立役員会議（指名報酬諮問委員会）の委員として当期開催された5回のすべてに出席し、取締役会の実効性の強化に向けた監督機能を担っております。
齋 藤 達 也	監査役	2024年5月22日就任後に開催された取締役会11回及び監査役会10回のすべてに出席し、グループ企業の経営者及び財務・経営管理部門の責任者として培われた見識・経験を活かし、常勤監査役として事業戦略に沿った財務・経営管理のあり方に関する指摘など、経営の監督を行っております。
水 野 克 也	監査役	当期開催の取締役会14回及び監査役会12回並びに独立役員会議5回のすべてに出席し、税務に関する専門的知見を活かし、財務・会計分野を中心とした視点から企業の健全性・適正性に関する指摘など監査機能の充実のため助言、提言を行っております。
西 川 克 行	監査役	当期開催の取締役会14回のうち13回、監査役会12回のうち11回、独立役員会議5回のすべてに出席し、検事・弁護士としての豊富な経験からガバナンス・コンプライアンスの視点に基づき、取引内容の妥当性や取締役会の実効性向上に関する指摘を行うなど助言、提言を行っております。

■ 会計監査人の状況

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 名称 | 有限責任監査法人トーマツ |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 79百万円 |
| (3) 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 79百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画にかかる監査時間・要員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき、また、監査役会で実施する会計監査人の評価が著しく相当性を欠き、適正に職務を遂行することが困難と認められるときは、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針であります。

■ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業基盤強化のための内部留保にも留意しながら、1株当たりの株式価値を高め、株主の皆さまへの継続的な安定した利益還元を経営の重要な基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業発展に必要不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

当事業年度におきましては、2025年4月11日開催の取締役会決議により、1株当たり16円の普通配当とさせていただくことといたしました。

なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2025年5月1日（木曜日）とさせていただきます。

■ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関して下記の通り取締役会で決議しております。

(最終改定 2023年6月22日)

- ① 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 職務の執行にあたっては、2023年4月に刷新されたグループ共有の「イオンの基本理念」「イオングループ未来ビジョン」を行動の基本とし、法令あるいは定款の違反を未然に防止する。
 - ロ. 「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長としてコンプライアンス経営の監視、統制を確保する。
 - ハ. 取締役及び使用人が他の取締役などの法令及び定款の違反行為を発見した場合は、ただちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 当社はグループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期に発見し是正するため、当社に関連する事項は当社の管理担当役員に報告される。
- ② 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会並びに経営執行会議の決定に関する記録については、取締役会規則などに則り、作成、保存及び管理を行う。
 - ロ. 職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報につき、これに関する資料と共に該当する文書管理規程に基づいて、適切に保存し管理する。
 - ハ. 個人情報保護については、グループ規程及び個人情報管理諸規程、情報セキュリティ管理規程に基づき対応し管理する。
- ③ 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社はリスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各本部の責任者を担当取締役とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整え、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「リスクマネジメント規程」を策定し、リスクマネジメント委員会にてリスクにかかわる課題、対応策の審議を行うとともにリスクの減少及び被害の低減に努める。
 - ロ. 各部門の所管する以下のリスクについて、人命の安全と事業の継続を確保するための環境と体制を整備する。
 - (i) 地震、洪水、火災、感染症、事故などの災害により重大な損失を被るリスク。
 - (ii) 取締役及び使用人の不適切な業務の執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク。
 - (iii) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク。
 - ハ. 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係る経営リスクについては、コンプライアンス委員会及び担当部署において規則・業務手順書の制定・マニュアルの作成・配布及び研修などを実施することにより全従業員に徹底する。
 - 二. 全社的なリスクは総務部が統括し、各部署が所管するリスクは各部署の長が、リスク管理の状況を把握し、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、取締役会などにおいて定期的に報告し、分析、対策を実施する。

ホ. 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から不当要求事実などの発生時には、警察当局・弁護士などとの緊密な連携により、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含め以下のように対応する。

(i) 不法不当な要求行為に対しては断固としてこれを拒否する。

(ii) 株主権の行使に関し、財産上の利益を供与しない。

(iii) 法令と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。

④ 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

イ. 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、会社規程に従い、各部門の会議、開発会議、及び経営執行会議の審議を経て取締役会において決定する。

ロ. 取締役会及び経営執行会議での決定に基づく業務執行は、代表取締役のもと、取締役及び使用人が迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能の確立を図るため組織規程を定め、それぞれの職務権限や職務責任を明確にし、適切な業務執行と能率の向上を図る。

ハ. 取締役会の諮問機関として過半数は独立役員で構成される「独立役員会議」を設置する。「独立役員会議」は取締役などの人事（選解任）、報酬などに関し取締役会の諮問に基づき検討の上、審議・答申を行う。

二. 会社方針に基づいて現場である店舗が適正に運営されているか、内部監査部門が定期的に監査し取締役及び使用人並びに各部署の長に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び使用人並びに各部署の長は是正処理を講ずる。

⑤ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制。

ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。

ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。

二. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。

(i) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当省会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。

(ii) 当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。

(iii) 親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

⑥ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切

な使用人を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。

- . 監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

⑦ 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

⑧ 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。

□. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。

(i) 取締役及び使用人は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。

a. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実。

b. 当社の取締役及び使用人が法令または定款に違反する行為で重大なもの。

c. 内部通報制度にもたらされた通報の内容。

d. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの。

(ii) 経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

□. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

⑪ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。

⑫ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役及び取締役、並びに監査法人と、会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の重要課題について、それぞれ定期的に意見の交換を行うものとする。

- ロ. 前項にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は内部監査部門などと連携体制が実効的に構築され、かつ運用されるよう取締役または取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下の通りであります。

① コンプライアンス、リスクマネジメントに関する取組み

- イ. グループ共有の「イオンの基本理念」「イオングループ未来ビジョン」に関する幹部社員向け研修及び一般社員向け研修を実施し、浸透を図りました。
- ロ. 代表取締役を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を年間4回、「コンプライアンス委員会」を年間8回開催し、「人権課題」、「勤怠管理」、「内部通報制度案件」、「労働災害撲滅対応」、「BCPの推進対応」、「店舗業務監査結果」、「リスクアセスメントに基づく取組み」などの報告・討議を行いました。また取締役会において「リスクマネジメント報告」、「CSR関係報告」を年間4回実施することでコンプライアンス経営の監視・強化に努めました。

② 情報の保存及び管理に関する取組み

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより適切に保存しています。
- ロ. 経営執行会議議事録、決裁伺い書等の業務執行に係る重要書類は、文書管理規程の保存期間に則り適切に保存しています。

③ リスク管理に対する取組み

- イ. 地震、洪水、火災等に備え、地震防災規程及び防犯規程に則り、行政機関及びグループ会社と連携して総合地震防災訓練等を実施しました。
- ロ. 想定されるリスク項目を影響額、発生頻度により評価した「想定されるリスクのリスト」に基づき取組み項目を設定し、重点管理しています。
- ハ. 店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、店舗の自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、イオングループ間との連携・情報共有を行い不備項目の改善を実施しています。

④ 職務の適正性と効率性に関する取組み

- イ. 取締役会を年間14回開催し、法定決議事項、経営方針、予算の策定等の重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
- ロ. 取締役会の実効性評価について、外部機関によるアンケート形式での調査を実施しました。結果については取締役会において議論し、抽出された課題を分析・評価しながら、更に取締役会の実効性を高めるための改善に取り組んでいます。
- ハ. 通常の業務執行に関しては、経営執行会議を年間12回開催し審議するとともに、3本部体制によるコンパクトな組織と責任体制のもと、迅速な意思決定と業務執行を行いました。

⑤ 監査役の職務の執行について

- イ. 監査役会を年間12回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
- ロ. 監査役は必要に応じて、会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。

- ハ. 監査役は、内部監査部門から定期的に監査状況の報告を受けるとともに、業務上の保管帳票の査閲、取締役や従業員から聴取を行うことにより、業務の執行状況を直接的に確認しました。
- 二. 監査役は、イオン監査役協議会に出席し、グループにおける経営上の諸問題、国内の経営環境、監査上の留意点等について討議しました。

⑥ 内部監査の実施状況について

経営監査室は、監査計画に基づき、以下の監査及び評価を実施し、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会等に報告を行いました。

- (i) 店舗業務監査
- (ii) 24時間営業店舗の夜間監査
- (iii) 事業部監査
- (iv) 総合監査
- (v) 財務報告に係る内部統制評価
- (vi) 情報処理関連（A P M S 含む）監査

■ 会社の支配に関する基本方針

当社は、親会社であるイオン株式会社、及びその子会社が所有する議決権の所有割合が50%を超えていることから、現時点では当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針は、定めをしておりません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第46期 2024年2月29日現在	第47期 2025年2月28日現在
資産の部		
流動資産	33,840	37,446
現金及び預金	3,838	4,370
売掛金	430	564
商品	17,643	18,837
貯蔵品	281	303
前渡金	—	0
前払費用	1,105	1,134
未収入金	10,458	12,165
未収消費税等	—	11
差入保証金	58	35
その他の流動資産	26	26
貸倒引当金	△2	△2
固定資産	122,427	149,815
有形固定資産	99,001	120,123
建物	47,321	55,218
構築物	2,733	3,246
機械装置	1,424	1,317
器具備品	9,899	13,205
土地	37,008	46,566
リース資産	251	233
建設仮勘定	362	335
無形固定資産	3,112	7,519
のれん	—	3,723
借地権	1,021	1,813
借家権	1,639	1,464
施設利用権	36	41
ソフトウェア	308	382
その他の無形固定資産	106	93
投資その他の資産	20,312	22,173
投資有価証券	50	40
出資金	0	0
長期前払費用	1,396	1,229
前払年金費用	1,994	2,219
繰延税金資産	5,068	6,879
長期債権	796	677
長期差入保証金	12,518	12,410
その他の投資	135	202
貸倒引当金	△1,648	△1,485
資産の部合計	156,268	187,262

科目	(ご参考) 第46期 2024年2月29日現在	第47期 2025年2月28日現在
負債の部		
流動負債	66,287	79,858
支払手形	696	716
電子記録債務	2,650	2,691
買掛金	24,848	26,537
短期借入金	10,900	16,000
長期借入金（1年以内返済予定）	4,195	7,600
リース債務	10	11
未払金	5,665	6,666
未払消費税等	634	—
未払費用	2,516	2,748
未払法人税等	1,609	766
前受金	108	83
預り金	4,384	4,560
前受収益	323	265
賞与引当金	1,081	1,104
役員業績報酬引当金	40	16
店舗閉鎖損失引当金	67	76
資産除去債務	—	106
設備関係支払手形	6,545	9,892
その他の流動負債	5	14
固定負債	18,315	34,340
長期借入金	7,200	22,600
リース債務	241	230
資産除去債務	1,999	2,231
店舗閉鎖損失引当金	27	—
長期預り保証金	8,847	9,232
その他の固定負債	—	46
負債の部合計	84,602	114,199
純資産の部		
株主資本	71,548	72,974
資本金	6,100	6,100
資本剰余金	23,684	23,697
資本準備金	23,678	23,678
その他資本剰余金	5	18
利益剰余金	41,865	43,244
その他利益剰余金	41,865	43,244
固定資産圧縮積立金	130	225
繰越利益剰余金	41,735	43,019
自己株式	△102	△67
新株予約権	116	88
純資産の部合計	71,665	73,063
負債・純資産の部合計	156,268	187,262

損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第46期 2023年 3 月 1 日から 2024年 2 月29日まで	第47期 2024年 3 月 1 日から 2025年 2 月28日まで
売上高	333,160	354,018
売上原価	248,722	264,591
売上総利益	84,437	89,426
賃貸料収入	17,614	18,006
その他の営業収入	5,234	5,457
営業総利益	107,286	112,890
販売費及び一般管理費	96,919	104,997
営業利益	10,366	7,892
営業外収益	231	407
受取利息及び配当金	12	5
その他の営業外収益	218	402
営業外費用	201	279
支払利息	112	216
その他の営業外費用	89	63
経常利益	10,396	8,020
特別利益	37	－
投資有価証券売却益	37	－
特別損失	1,798	2,980
減損損失	1,724	2,929
店舗閉鎖損失引当金繰入額	40	－
固定資産除却損	33	40
その他の特別損失	－	10
税引前当期純利益	8,635	5,039
法人税、住民税及び事業税	2,472	1,733
法人税等調整額	△ 30	△ 300
当期純利益	6,193	3,606

株主資本等変動計算書

第47期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,100	23,678	5	23,684	130	41,735	41,865
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立				－	98	△98	－
固定資産圧縮積立金の取崩				－	△3	3	－
剰余金の配当				－		△2,227	△2,227
当期純利益				－		3,606	3,606
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			13	13			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－			－
事業年度中の変動額合計	－	－	13	13	94	1,284	1,379
当期末残高	6,100	23,678	18	23,697	225	43,019	43,244

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△102	71,548	－	－	116	71,665
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－		－
剰余金の配当		△2,227		－		△2,227
当期純利益		3,606		－		3,606
自己株式の取得	△0	△0		－		△0
自己株式の処分	34	47		－		47
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－		－	△28	△28
事業年度中の変動額合計	34	1,426	－	－	△28	1,398
当期末残高	△67	72,974	－	－	88	73,063

(ご参考) 第46期 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,100	23,678	11	23,689	133	37,208	37,342
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立				－			－
固定資産圧縮積立金の取崩				－	△2	2	－
剰余金の配当				－		△1,669	△1,669
当期純利益				－		6,193	6,193
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			△5	△5			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)				－			－
事業年度中の変動額合計	－	－	△5	△5	△2	4,526	4,523
当期末残高	6,100	23,678	5	23,684	130	41,735	41,865

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△151	66,981	38	38	142	67,161
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－		－
剰余金の配当		△1,669		－		△1,669
当期純利益		6,193		－		6,193
自己株式の取得	△0	△0		－		△0
自己株式の処分	49	43		－		43
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)		－	△38	△38	△25	△63
事業年度中の変動額合計	49	4,567	△38	△38	△25	4,503
当期末残高	△102	71,548	－	－	116	71,665

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

主として「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

構築物 10～20年

機械及び装置 10～17年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては18年間の均等償却を行っております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、2009年1月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法（償却年数は主として5～20年）を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務を超えている当該超過額2,219百万円を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により見込まれる中途解約金及び原状回復費等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社は主に店舗において食品や日用品などの商品の販売を行っており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。これらの商品の販売は、顧客に商品を引渡しした時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、消化仕入など当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)固定資産の減損

①当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	120,123 百万円
無形固定資産	7,519 百万円
減損損失	2,929 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の検討にあたっては、減損損失の認識及び使用価値の算定において、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該見積りは、経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。当該数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、売上原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等を織り込んでおります。

これらの主要な見積り及び仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

3. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

計				
売	上	高		
	衣	料	品	20,279 百万円
	食		品	289,471 百万円
	住	居	余	44,130 百万円
	そ	の	他	135 百万円
売	上	高	計	354,018 百万円
手	数	料	収	入
				5,457 百万円
顧客との契約から生じる収益				
その他の収益（注）				
外部顧客への営業収益				

（注）「その他の収益」は当社の店舗等へのテナント誘致に伴う不動産賃貸収入であります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針」の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首及び期末残高

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	430 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	564 百万円
契約負債（期首残高）	108 百万円
契約負債（期末残高）	83 百万円

（注）契約負債は、主に顧客との契約に基づき商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、1年を超えるものが存在しないため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

103,214 百万円

(2)投資その他の資産に計上されている「長期債権」は、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額

親会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

27 百万円

短期金銭債務

585 百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

親会社との取引高
営業取引による取引高
販売費及び一般管理費

1,116 百万円

(2)減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	件 数	金 額 (百 万 円)
道 央 地 区	店 舗 等	土 地 及 び 建 物 等	9	388
道 南 地 区	店 舗 等	土 地 及 び 建 物 等	9	1,539
道 北 地 区	店 舗 等	土 地 及 び 建 物 等	5	920
道 東 地 区	店 舗 等	土 地 及 び 建 物 等	5	81

②減損損失の認識に至った経緯

事業用資産及び店舗用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

③減損損失の金額

種 類	金 額 (百 万 円)
建 物 等	2,671
土 地	257
合 計	2,929

④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

⑤回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額、または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地等については不動産鑑定評価額等を基に評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.03%で割り引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当事業年度増加 株 式 数 (株)	当事業年度減少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発 行 済 株 式	普 通 株 式	139,420,284	－	－	139,420,284
自 己 株 式	普 通 株 式	175,592	80	59,140	116,532

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加80株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 自己株式の普通株式の減少59,140株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年4月10日取締役会	普 通 株 式	2,227百万円	16円	2024年2月29日	2024年4月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年4月11日取締役会	普 通 株 式	2,228百万円	16円	2025年2月28日	2025年5月1日

(3)当事業年度末日における新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2020年3月1日	普通株式	22,080株
2020年4月30日	普通株式	37,700株
2021年4月30日	普通株式	13,200株
2022年4月30日	普通株式	7,200株
2023年4月30日	普通株式	18,100株
2024年4月30日	普通株式	16,700株

- (注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	335 百万円
未払事業税等	204 百万円
貸倒引当金	452 百万円
減価償却超過額	1,692 百万円
減損損失	5,541 百万円
土地評価損	482 百万円
借地権償却	848 百万円
資産除去債務	710 百万円
資産調整勘定	1,383 百万円
その他	459 百万円
繰延税金資産小計	12,111 百万円
評価性引当額	△4,407 百万円
繰延税金資産合計	7,704 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	674 百万円
固定資産圧縮積立金	98 百万円
その他	51 百万円
繰延税金負債合計	825 百万円
繰延税金資産の純額	6,879 百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4 %
(調整)	
住民税均等割	2.7 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %
過年度法人税等	0.5 %
税制適用による税額控除	△6.2 %
評価性引当額の増減	2.7 %
のれん償却費否認	0.5 %
事業継承に伴う調整	△2.1 %
前期確定申告差異	△0.3 %
その他	△0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4 %

(3)決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.4%から31.3%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が158百万円増加し、法人税等調整額（借方）が同額減少いたします。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1)ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

①当事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

種 類	取 得 原 価 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	減 損 損 失 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
建 物	1,475 百万円	1,328 百万円	37 百万円	109 百万円

②当事業年度の末日における未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料相当額

1 年 内	64 百万円
1 年 超	111 百万円
合 計	176 百万円

リース資産減損勘定期末残高

－ 百万円

③当事業年度の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	91 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	2 百万円
減価償却費相当額	48 百万円
支払利息相当額	13 百万円

④減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2)オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

1 年 内	6,753 百万円
1 年 超	20,918 百万円
合 計	27,672 百万円

(貸主側)

1 年 内	482 百万円
1 年 超	2,839 百万円
合 計	3,322 百万円

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、事業を行うための資金運用については主として安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入による調達を行っております。売掛金及び未収入金等の営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

差入保証金の一部については、抵当権を設定するなど保全措置を講じております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するため、長期借入金については固定金利での調達を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
差入保証金（1年以内期限到来分を含む）	12,446		
貸倒引当金	△871		
	11,575	10,419	△1,155
資産計	11,575	10,419	△1,155
リース債務（1年以内返済予定分を含む）	241	351	109
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	30,200	29,872	△327
長期預り保証金（1年以内返済予定分を含む）	9,246	8,996	△249
負債計	39,687	39,220	△467

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金並びに設備関係支払手形は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区 分	金 額 （ 百 万 円 ）
非 上 場 株 式	40

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (百 万 円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
差 入 保 証 金	－	10,419	－	10,419
資 産 計	－	10,419	－	10,419
リ ー ス 債 務	－	351	－	351
長 期 借 入 金	－	29,872	－	29,872
長 期 預 り 保 証 金	－	8,996	－	8,996
負 債 計	－	39,220	－	39,220

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(イ)差入保証金（１年以内期限到来分を含む）

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル２の時価に分類しております。

(ロ)リース債務、長期借入金（１年以内返済予定分を含む）

これらの時価については元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(ハ)長期預り保証金（１年以内返済予定分を含む）

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

１０．賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北海道において賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
22,312百万円	45,184百万円

(注) １． 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２． 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1 1. 関連当事者との取引に関する注記
兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権または債務	
						科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	イオンフィナンシャルサービス株式会社	(被所有) 直接 0.9%	クレジット債権の譲渡等	クレジット販売代金債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引 電子マネーチャージ代金等決済取引	226,360 126,402	未 収 入 金 預 り 金	4,718 11
	イオントップバリュ株式会社	－	当 社 へ の 商 品 の 供 給	商 品 の 仕 入	26,182	買 掛 金 未 収 入 金	2,240 1
	イオンリカー株式会社	－	当 社 へ の 商 品 の 供 給	商 品 の 仕 入	14,603	買 掛 金 未 収 入 金	1,586 5
	イオンディライト株式会社	(被所有) 直接 0.2%	当 社 施 設 の メ ン テ ナ ンス	固 定 資 産 の 購 入	2,757	未 払 金 設 備 関 係 支 払 手 形	247 2,425
	イオン商品調達株式会社	－	当 社 へ の 商 品 の 供 給	商 品 の 仕 入	28,982	買 掛 金 未 収 入 金	2,676 414

- (注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- ① 商品の仕入は、大量一括購入により価格交渉力を高めるため、当該会社の仕切価格で当該会社より購入しているものであります。
 - ② クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引及び電子マネーチャージ代金等決済取引については、一般取引を参考に、契約により決定しております。
 - ③ 固定資産の購入については、一般取引条件と同様に、提示された価格をもとに検討し、交渉のうえ決定しております。

1 2. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産	523円 85銭
(2) 1 株当たり当期純利益	25円 90銭

1 3. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度の概要

規約型確定給付年金制度及び確定拠出年金制度（一部前払い退職金を含む）を採用しております。なお、人事制度の変更に伴う退職金規程の改定（2020年3月1日施行）により、規約型確定給付年金制度から確定拠出年金制度に移行し、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型のイオン企業年金基金制度を採用しております。

(2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,431 百万円
勤務費用	206 百万円
利息費用	36 百万円
数理計算上の差異の発生額	△215 百万円
退職給付の支払額	△207 百万円
退職給付債務の期末残高	2,251 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高 ※	4,371 百万円
期待運用収益	126 百万円
数理計算上の差異の発生額	52 百万円
事業主からの拠出額	317 百万円
退職給付の支払額 ※	△207 百万円
年金資産の期末残高	4,660 百万円

※ 「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資産の期末残高」には、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額が含まれております。

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,251 百万円
年金資産	△4,660 百万円
未積立退職給付債務	△2,409 百万円
未認識数理計算上の差異	190 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,219 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△2,219 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,219 百万円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	206 百万円
利息費用	36 百万円
期待運用収益	△126 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△23 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	92 百万円

⑤年金資産に関する事項

(イ)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	27 %
株式	23 %
その他 ※	49 %
合計	100 %

※その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(ロ)長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	2.2%
長期期待運用収益率	0.7%～4.6%

(3)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、281百万円であります。

(4)退職金前払い制度

退職金前払い制度の要支給額は、15百万円であります。

14. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約期間等と見積り、割引率は0.042%～2.230%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,999 百万円
合併による増加分	306 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16 百万円
時の経過による調整額	15 百万円
期末残高	2,337 百万円

以上

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

イオン北海道株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ		
札幌事務所		
指定有限責任社員	公認会計士	久世浩一
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	木村彰夫
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン北海道株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号（親会社等との間の取引）イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月9日

イオン北海道株式会社 監査役会
常勤社外監査役 齋藤達也
監査役 西松正人
社外監査役 水野克也
社外監査役 西川克行

以上